

障害者手帳等  
所持者限定

# 特定割引回数券の発売 およびご利用方法について

11枚1組で発売します。

10回分の運賃で11回利用出来る回数券です。

有効期間は発売日から3か月となります。



各駅ピンク色の自動券売機で購入が可能です。

購入には障害者手帳等の確認が必要です。

駅係員にご提示いただくか、不在の場合は呼び出しボタンもしくは  
インターホンを押してください。遠隔で確認させていただき対応いたします。

※発駅は購入される駅で固定となり、着駅を選択いただきます

※現金またはチャージされたICカードで購入可能です

※回数券 11枚と表紙券 1枚、計 12枚が発券されます(表紙券は保管して下さい)

- ・乗降車時は、普通乗車券と同じように、特定割引回数券 1枚を自動改札機に通すことで通過できます。
- ・特定割引回数券と特定割引定期券を組み合わせ、自動精算機で精算することも可能です。
- ・特定割引回数券で乗り越しをする場合は、乗り越し区間の特定割引運賃を自動精算機でお支払いいただきます。【利用例】 回数券(本通～城北)で、新白島まで乗車された場合、城北～新白島までの特定割引運賃 110円が必要です。

※ ご利用方法によって、対応が異なりますので、詳しくは駅係員にお問い合わせください

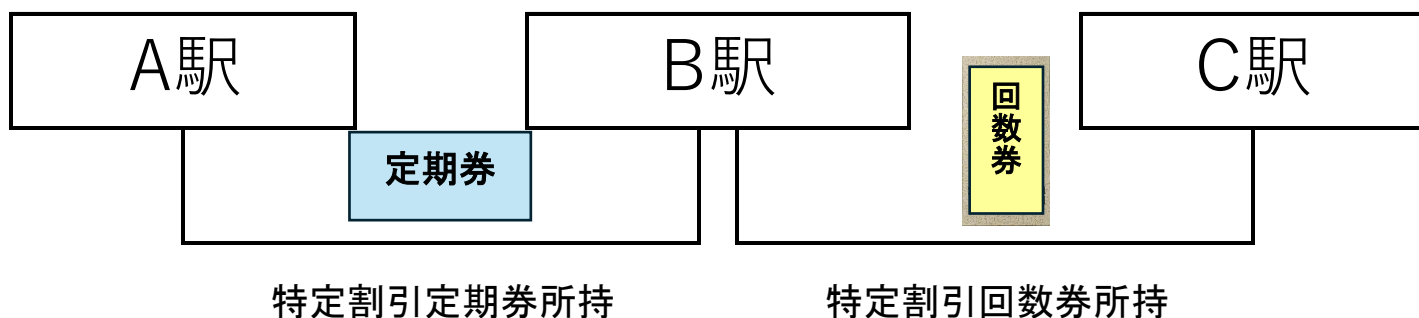
【利用例】 毎日利用している A 駅から B 駅までの特定割引定期券を所持している。A 駅から C 駅までは、月に数回程度利用することがある。  
(A 駅から B 駅は定期券、B 駅から C 駅は回数券を利用したい)

(往路) A 駅から定期券で乗車した場合、C 駅の自動精算機の IC トレイに定期券を置き、回数券を投入することで出場証が発券され、その出場証で自動改札機を通過できます。

(復路) C 駅から回数券で乗車した場合、A 駅の自動精算機に回数券を投入し、IC トレイに定期券を置くことで出場証が発券され、その出場証で自動改札機を通過できます。

※ ご利用方法によって、対応が異なりますので、詳しくは駅係員にお問い合わせください

## A駅からC駅間で乗車する場合



## 出場駅で組み合わせ精算可能

### 特定割引回数券の払戻しについて

- ①有効期間内であること(表紙券、回数券面の有効期間を確認してください)
- ②同時に発券された特定割引回数券と表紙券の両方をご提示できる場合に限り、各駅の窓口で取扱います(駅員不在時を除きます)  
(ただし、特定割引回数券の残枚数によっては、払戻し額がない場合もあります)
- ③払戻し額の計算方は次のとおりです

特定割引回数券の発売額 - (券面区間の特定割引運賃 × 使用枚数) - 手数料 220 円 = 払戻し額

※破損、折損、汚損、紛失、誤投入時の再発行は行いませんので、ご注意ください

※券面表示区間外を乗車されたときは、別にその区間の特定割引運賃をいただきます

※ご利用の際には、手帳等を携行してください